

日本学術振興会
国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)
平成 31 年度 (2019 年度) 実施分募集要項

平成 30 年 3 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science, JSPS) は、学術研究活動のグローバルな展開に対応するために、海外の学術振興機関との連携のもと、我が国の大学等の優れた研究者が海外の研究者と協力して行う共同研究を推進するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を通じた育成を目的として、国際共同研究事業を実施しています。

本事業は、スイス科学財団 (Swiss National Science Foundation, SNSF) との連携により実施するスイスとの国際共同研究プログラム (Joint Research Projects, JRPs) に参画する日本側研究グループを支援するものです。

2. 事業概要

(1) 目的

本事業は、スイス科学財団 (Swiss National Science Foundation, SNSF) との合意により、一国のみでは解決が困難な課題に対して、国際共同研究を実施することで資源の共有や研究設備の共用化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者等に国際共同研究の機会を提供することを目的として、我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究に要する経費を支援するものです。

(2) 対象分野

数物系科学、化学、工学系科学、情報学、農学・環境学(Mathematics, Natural and Engineering Sciences)

(3) 支援期間

開始日より 3 年間

※ 開始日は、2019 年 6 月 1 日から 2020 年 3 月末までの間で、各研究代表者による協議の上決定します。

(4) 本会支給額

1 課題あたり 1,000 万円以内/会計年度
(全研究期間での総額は 3,000 万円以内)

(5) 採択予定件数

8~10 件程度

3. 申請資格

申請時において、科学研究費補助金取扱規程 (文部省告示) 第 2 条に規定される研究機関 (※) に所属し、原則として常勤の研究者又は常勤として位置づけられている研究者であること (常勤職の位

置づけについては、各機関の定めによります。)

ただし、所属機関において、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると判断する場合には、常勤でない研究者（科学研究費助成事業の応募資格は必要）でも可能です。

なお、研究代表者は共同研究の遂行に関して、全ての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。従って、採択期間中に退職等により申請資格を喪失し、その責任を果たせなくなることが見込まれる場合、研究代表者となることは避けてください。

※科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定される研究機関

- 1) 大学及び大学共同利用機関
- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

4. 本会支給経費

(1) 支給経費の使途

研究経費：物品費、国内旅費（交通費及び滞在費）、外国旅費（航空運賃及び滞在費）、人件費、その他

※日本側研究者にかかる経費のみとします。（各学術振興機関が自国の研究者を支援します。）

※本事業により経費の支給を受けることができる我が国の参加者の要件は次のとおりです。

要件：上記3. に掲げる我が国の大学等学術研究機関において研究に従事している者（当該研究の遂行に十分な能力と経験を有するポストドクならびに大学院博士課程・修士課程在籍者を含む）

業務委託手数料：一会計年度あたり、研究経費総額に対して10%（外枠）

(2) 支給方法

① 課題の実施に要する業務について、採択機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

② 経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

※ 詳細は、別紙1「経費の取扱いについて」を参照してください。

5. 申請手続

日本側研究代表者は本会に、スイス側研究代表者はSNSFにそれぞれ所定の申請書を提出することが条件となります。

スイス側では、「予備申請 (Pre-proposals)」及び「本申請 (Full Proposals)」の2段階で申請が行われ、スイス側の予備申請に係る審査を通過した課題のみ、本申請 (Full Proposals) の対象となります。日本側研究代表者は本会に、スイス側研究代表者はSNSFに、本申請 (Full Proposals) に係る申請書を提出してください。

なお、日本側の申請書も英語で作成する必要があります。

予備申請はスイス側でのみ行われますので、日本側研究代表者は本会に申請書を提出する必要はありません。本事業に申請を希望する日本側研究代表者は、スイス側研究代表者に、予備申請に係る申請書をSNSFに提出するよう要請してください。

予備申請の締切：2018年6月13日（水）（現地時間（CET））

また、予備申請の結果については、SNSF からスイス側研究代表者に通知（現地時間の 2018 年 9 月頃を予定）されますので、スイス側研究代表者に必ずご照会ください。

(1) 【日本側研究代表者の申請手続き】電子申請システム

本事業は、「日本学術振興会電子申請システム（以下、「電子申請システム」といいます。）」により申請を受け付けます。

申請は、本会ウェブサイト上の電子申請システムにより行ってください。電子申請システムに係る詳細は電子申請システムの案内ページ

(http://www-shinsei.jps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html)を参照してください。

なお、すでに国際交流事業の申請者 I D を取得している場合、あらためて所属機関に対して I D ・パスワードの発行を依頼する必要はありません。

(2) 申請情報入力時の注意

本事業の審査は、5つの合議審査区分（数物系科学、化学、工学系科学、情報学、農学・環境学）の下、申請者が希望する各審査区分に基づいて行われます。国際交流事業の「審査区分表」を参照の上、審査を希望する小区分コード、書面審査区分及び合議審査区分を選択してください。複数の書面審査区分及び合議審査区分に属する小区分コードを選択する場合は、審査を希望する書面審査区分及び合議審査区分をそれぞれ一つずつ選択してください。

(3) 申請受付期間

2018 年 9 月 24 日（月）～2018 年 11 月 28 日（水）17 時

（いずれも日本時間）【期限厳守】

※申請者の所属機関によって機関内での締切日が異なりますので注意してください。

※SNSF による申請受付期間も同一です（現地時間）。

6. 申請に際しての留意事項

(1) スイス側における申請

① 本事業の申請にあたっては、パートナーとなるスイス側研究代表者の申請が、SNSF において実施される予備申請（Pre-proposals）を通過していることが必要です。スイス側研究代表者が予備申請を通過していない場合は、本事業の審査対象外となりますのでご注意ください。

② また、本申請に係る申請書は、日本側・スイス側研究代表者が、それぞれ本会及び SNSF が定める様式にて作成することとなりますが、記載される研究計画、研究概要については、双方の申請書で同一内容を記載してください。同一内容でないことが確認された場合は、採択が取り消されることがあります。なお、相手方学術振興機関における情報も参照の上、申請してください。

<SNSFウェブサイト>

<http://www.snf.ch/en/funding/programmes/bilateral-programmes/japan/Pages/default.aspx>

③ SNSF におけるデータマネジメントプランについて

SNSF においては、本申請（Full-Proposals）の際、スイス側研究代表者にデータマネジメントプランの提出を義務づけています。その内容は、共同研究実施中に取得するデータの種類・用途、収集方法、倫理的・法的問題への対応、知的財産権の取扱い、データの保管、共有及び再利用に係る計画など多岐にわたるため、その中で日本側の研究者に求められる

対応や研究データの扱いについて、あらかじめスイス側研究代表者と十分調整してください。

<SNSF のデータマネジメントプラン>

http://www.snf.ch/en/theSNSF/research-policies/open_research_data/Pages/default.aspx#

- (2) 本事業は、グローバルに活躍する多様な人材を育成することを目的の一つとしているため、積極的な若手研究者の参加が望まれます。
- (3) 本会の国際交流事業では、既に研究代表者等（研究代表者・コーディネーター・開催責任者・主担当教員・主担当研究員など、採択された事業等の実施における責任者。但し、機関長、部局長等を当該事業で実施組織代表者等として職指定しているものは除く。）として事業を実施している者は、一部の事業を除き、同時に他の事業の研究代表者等となることができません。重複の可否については別紙2「国際交流事業の重複制限一覧表」でご確認ください。
この重複制限の定めは、他の事業において研究代表者等になっている者の本事業への申請もしくは本事業の申請段階において他の事業への申請を制限するものではありませんが、採択後、他事業で採択されたことを理由とする研究代表者等の変更を認めませんので、ご注意ください。また、一旦提出した申請について、提出から採択決定までの間に研究代表者等の変更を行うことも認めません。
- (4) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことのある研究代表者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にした上で申請して下さい。

7. 審査基準

審査にあたっては、以下の観点を基準とします。

- (1) 新しい知識又は概念の展開の可能性及び研究方法などの点で学術的価値が高いこと。【学術的価値】
- (2) 相手国と学術交流を実施しなければならない必要性が明らかであり、共同研究を通して、相手国の研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、相手国の研究者が協力して共同研究することの意義が明らかであること。【相手国との交流の意義】
- (3) 社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資するなど社会的貢献が見込まれること。【社会的貢献】
- (4) 博士号取得前後の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- (5) 申請者と相手国研究者との事前交渉が明確に行われており、研究計画が具体的かつ実現可能と判断され、なおかつ将来的な発展の可能性が高いと認められること。【将来発展可能性】

なお、審査にあたっては、上記の観点に加え以下の諸点も考慮します。

- (1) 研究目的達成までの道筋が研究計画として詳細に記載されていること。
- (2) 経費の額と用途が適切であること。

相手方学術振興機関の審査基準については、相手方の公募要領を参照してください。

8. 選考及び結果の通知

- (1) 本会国際事業委員会書面審査員による書面審査の後、SNSF側と共同で合議審査を行った上で、採択／不採択を決定し、その結果を2019年5月頃に所属機関長に通知します。
- (2) 不採択となった者については、不採択者の中でのおおよその位置づけを上位から順にABCの区分によって文書で申請者に通知します。

- (3) 採否結果は、電子申請システム上でも確認できます。

9. 採択決定後の手続

研究代表者は、年度ごとに実施計画書を所定の期日までに提出します。

本会は、実施計画書に基づき、支給する経費の額を年度ごとに決定し、通知します。(実施計画書の内容に基づく査定及び本会の予算状況により、申請された額から実際の配分額が減額されることがあります。)

10. 研究代表者の所属機関及び本人の義務

- (1) 研究代表者の所属機関は、本会と業務委託契約を締結し、事務局において資金の管理及び執行を行うこと。
- (2) 研究代表者は、本会所定の用紙により、別途定められた期日までに所属機関を通じて報告書を提出すること。
- (3) 共同研究の研究成果をホームページや学会誌等において積極的に公開、発表すること。その際は本事業による支援であることを明記すること。
- (4) 支援期間終了後に国際事業委員会において事後評価を実施しますので、本会の求めに応じて、必要な報告書等を提出してください。

11. その他

- (1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。
- (2) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について一切の責任を負いません。
- (3) 共同研究の研究成果の権利の帰属については、両国の研究代表者が、我が国と相手国の法規を遵守して両者間で取り決めるものとし、本会は関与しません。代表者の所属機関は、知的財産権の帰属について、あらかじめ規程等により定めておくようにして下さい。
- (4) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

なお、採択された課題については、研究代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、相手国側代表者及び参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名、研究課題名、予算額、実施期間、実施計画及び報告書並びに評価結果等が本会のホームページ等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

12. 連絡先

- (1) 事業内容や募集要項についての問い合わせ
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
独立行政法人 日本学術振興会 国際企画課 国際共同研究事業担当
電話：03-3263-1724/1918 (受付時間：土日祝日を除く月～金 9:30～17:30)
FAX：03-3234-3700
Email: bottom-up@jsps.go.jp
- (2) 電子申請システムの操作に関する問い合わせ
コールセンター フリーダイヤル 0120-556739

(受付時間：土日祝日を除く月～金 9:30～17:30)

(3) 相手国学術振興機関連絡先

Swiss National Science Foundation

International Co-operation division

Wildhainweg 3, P.O. Box 8232

CH-3001 Berne

E-mail: international@snf.ch

Website:

<http://www.snf.ch/en/funding/programmes/bilateral-programmes/japan/Pages/default.aspx>

1 3. その他の注意事項

(1) 不正使用等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究教育活動における特定不正行為(捏造、改ざん、盗用等)、すべての人権侵害行為(人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等)等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

研究資金の適正な使用等については、別紙3(「研究資金の適正な使用等について」)をご参照ください。

(2) 不正行為(特定不正行為を含む)への対応等

① 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。)を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文科科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文科科学省及び文科科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

② 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、日本側研究代表者の所属研究機関は、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、研究開始(契約締結日)までに、研究機関から文科科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2019年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文科科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。）

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

③ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(ア) 研究活動における特定不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 交付の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業における資金の交付の制限措置を講じます。

また、交付の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る交付制限の対象者		特定不正行為の程度	交付しない期間(不正が認定された年度の翌年度から※)	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きき、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さき、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不		当該分野の研究の進展への	2～3年	

正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	1～2年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

本事業以外の文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により応募及び参加の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業における資金の交付を制限します。

(イ) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省及び本会において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(3) 研究倫理教育の履修義務について

本事業により行われる研究活動に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）、APRIN e-ラーニングプログラム（CITI Japan）等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。

申請した課題が採択された後、研究代表者の所属機関には、本事業に参画する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

(4) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進について

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、日本学術振興会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針） http://www.jsps.go.jp/data/open_access.pdf

【参考1：「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2：オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーク）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設するWeb（機関リポジトリ）（※2）又は研究者が開設するWeb等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するWeb等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバーク」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、Web（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

(5) 研究者情報のresearchmapへの登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

平成30年度に公募予定のある国際交流事業一覧

(参考)

(※平成30年3月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施) 期間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セミナー→研究者交流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームのネットワーク形成を目指して、他国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施経費を支援。	共同研究:100~300万円以内/年度 セミナー:120~250万円以内 (対応機関により異なる)	共同研究: 1~3年 セミナー:1 週間以内 (対応機関 により異なる)	全地域	原則、全分野(対応機関によっては分野限定)	9月	研究者
	特定国派遣研究者事業 (研究協力第二課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行うための経費を支援。	渡航費、滞在費等 (派遣国、対応機関による)	6~24カ月 (派遣国、対応機関による)	フィンランド、ノルウェー	原則、全分野	9月	研究者
	国際共同研究事業 国際共同研究教育パートナーシッププログラム(JRPs-PIRE) (国際企画課)	一国のみでは解決が困難な課題に対して、日本と米国の協力により資源の共有や研究設備の共有化等を通じた相乗効果を発揮するとともに、若手研究者の研鑽機会の充実を図るための国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	5年	米国	全分野	未定	研究者
	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム(JRPs-ORA) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者が欧州4か国(フランス、ドイツ、英国、オランダ)の研究者と協力して行う社会科学分野における多国間国際共同研究を支援。	1,000万円以内/年度	2~3年	フランス、ドイツ、英国、オランダ	社会科学	本申請平成30年1月 〆切済	研究者
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	スイス	数物系科学、化学、工学、農学	予備申請6月、本申請11月	研究者
	国際共同研究事業 ドイツとの国際共同研究プログラム(JRPs-LEAD with DFG) (国際企画課)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/年度	3年	ドイツ	地球科学	6月	研究者
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの分野/テーマ	1月	所属機関または部局長
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の学生や教員及びポストク等の若手研究者を相互に派遣して、学生の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/年度	5年(再申請は4年)	ドイツ	全分野	10月	所属機関または部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	1,800万円以内/年度	5年	全地域	全分野	10月	所属機関または部局長
B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。		800万円以内/年度	3年	アジア・アフリカ	全分野	10月		
若手研究者研鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のトピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを実施。	渡航費、国内交通費、滞在費	4日間	平成31年度の開催地未定	社会科学・自然科学の全分野	12月	機関長・優れた研究実績を有する我が国の研究者が推薦権者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストク研究者を対象に、リンダウ・ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	渡航費、国内交通費、滞在費、会議参加費	1週間程度	ドイツで開催参加者は世界各国	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストク研究者
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者との5日間~ (研究協力第一課)	アジア太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をはじめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞在費、その他参加費等	5日間程度	日本で開催参加者はアジア太平洋・アフリカ地域	年度ごとの分野/テーマ	8月	博士課程学生、ポストク研究者
	若手研究者ワークショップ(ブラジル) (研究協力第一課)	優秀な若手研究者がワークショップへの参加を通じて知識やアイデアを共有することで、日伯の研究者同士のネットワーク形成を支援。	800万円以内/年度	3日間以内	ブラジル	全分野	3月	研究者
外国人研究者の招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	海外の優秀な若手研究者(ポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	12か月以上24か月以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	欧米諸国の優秀な若手研究者(ブレドク(2年以内に博士号取得見込)及びポストク)を日本に招へいし、日本人研究者の指導のもとに共同研究に従事する機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費、渡日一時金等	1か月以上12か月以内	欧米諸国(米国、カナダ、欧州連合(EU)加盟国及びスイス、ノルウェー、ロシア)	全分野	4月6月10月1月	受入研究者
	外国人招へい研究者 長期 (人物交流課)	海外の中堅以上の研究者を日本に招へいし、我が国の研究者と特定の研究課題についての共同研究を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	2か月以上10か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者 短期 (人物交流課)	海外の教授クラスの研究者を日本に招へいし、我が国の研究者との討議、意見交換や、講演等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	14日以上60日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	外国人招へい研究者 短期S (人物交流課)	ノーベル賞級の国際的な賞の受賞者など、特段に優れた業績及び受賞歴をもち、当該分野で現在も指導的立場にある海外の研究者を日本に招へいし、講演、研究指導等を行う機会を提供。	渡航費(往復航空券)、滞在費等	7日以上30日以内	全地域	全分野	4月9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等の研究者を我が国に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の取得を支援。	120万円以内/年度	3年以内	アジア・アフリカ諸国等	全分野	8月	日本側研究指導者

国際共同研究事業
スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs)

経費の取扱いについて

1. 前提

国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム(JRPs) (以下「本事業」という。)における共同研究の実施にあたっては、研究代表者が所属する大学等学術研究機関(以下「所属機関」という。)に対して、日本学術振興会が業務委託する方法により行います。

研究課題の実施に要する業務を委託する場合は、日本学術振興会と所属機関との間で、業務の実施に係る契約(業務委託契約)を締結します。

業務委託契約により支払われた委託費は、日本側参加者に使用する経費です。本事業の実施においては、相手側研究者に係る経費(来日に要する航空運賃・滞在費等、相手側参加者が自国において必要とする消耗品購入等や相手国で開催されるセミナー開催経費、セミナー参加旅費等)は、相手方学術振興機関から支給される経費により支払われます。

2. 委託費について

委託費は、「研究経費」と「業務委託手数料」から構成されます。主な使途は以下のとおりです。

① 研究経費

研究課題実施に直接係る経費。

《研究経費(直接経費) 主な使途》

経費費目	使 途 目 的	留 意 事 項
物品費(設備備品費、消耗品費)	研究に必要な備品・消耗品の購入	○ 購入した備品・消耗品は、所属機関(受託機関)に帰属する。なお、物品費(設備備品費、消耗品費)の支出に際しては納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備して、適切に行うこと。
国内旅費 外国旅費	参加者の国内・外国出張(研究課題に関する研究遂行、セミナー実施、各種調査、研究打ち合わせ及び研究成果の発表)のための経費(交通費、日当、宿泊料等) ※、日本側参加者の赴帰任に係る経費(交通費、日当、	○ 相手国側参加者に係る経費は支出不可。 ○ 旅費の算出について、計算方法、手続等は、所属機関(受託機関)が定める規定等に基づき、効率的な執行を心掛けること。

	宿泊料、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費等)	
人件費・謝金等	委託業務に直接従事する研究者及び専門技術員・研究補助者の人件費、研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収・研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 算出方法、手続等は、所属機関(受託機関)が定める規定等に基づき、社会通念上、妥当と思われる額の設定を心掛けること。 ○ 雇用契約の締結においては、所属機関(受託機関)が契約の当事者となること。 ○ 雇用に伴う間接的な経費(社会保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の法定福利費)についても法令等に基づき適正な手続きを行うこと。 ○ 本会からの委託費と他の経費を組み合わせる研究者等を雇用する場合は、エフォート管理を適切に行うこと。 ○ 研究代表者の賃金・給与等の支払いは不可。 ○ 参加者(相手国側参加者含む)への謝金の支払いは不可。
その他経費	上記の他当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手・電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る)、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器、器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用)、研究成果広報用パンフレット作成費用)	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー開催に伴うレセプション等に関する支出は、必要最低限にとどめる。また、社会通念、説明責任の観点から、適正な支出を十分配慮の上、使用すること。
不課税取引・非課税取引に係る消費税	不課税・非課税費目(外国旅費、人件費・謝金等)に係る消費税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配分された委託費の中で、消費税が不課税又は非課税になっている費目(外国旅費、人件費・謝金等)の支出を行う受託機関については、責任をもって税務署への申告等、必要な手続をとること。
【留意事項】		

① 次のものには使用できない：

- ・ 参加者以外の者に係る経費
- ・ 建物等の施設に関する経費
- ・ 不動産取得に係る経費及び所属機関のオフィス維持のための経費（オフィス借料、光熱水料、人件費等）
- ・ 所属機関で通常備えるべき物品の購入（机、いす、複写機等）
- ・ 本事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他、事業と直接的な関係が認められないもの

② 「再委託」の際は、その額が契約金額の原則30%を越えないこと。

② 業務委託手数料

本事業の実施に係る業務遂行に伴い必要となる経費。

業務委託手数料の金額は、研究経費に対して10%（外枠）（端数が生じた場合、1円未満を切り捨てとした額）で、日本学術振興会と各所属機関（受託機関）との協議のうえ決定します。なお、実際の使用にあたっては、所属機関（受託機関）の責任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

③ 消費税

委託費配分額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

○双方の事業において重複して研究代表者となることが可能

△双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可

×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可

甲欄	乙欄							
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	国際共同研究教育 パートナーシッププログラム (PIREプログラム)	国際共同研究事業 欧州との社会科学分野における 国際共同研究プログラム (ORAプログラム)	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究 プログラム (JRPs)	国際共同研究事業 日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	若手研究者ワークショップ (ブラジル)
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	△	△	△	×	×	×	△
国際共同研究教育パートナー シッププログラム (PIREプログラム)	△	—	×	×	×	×	×	○
欧州との社会科学分野における 国際共同研究プログラム (ORAプログラム)	△	×	—	×	×	×	×	○
スイスとの国際共同研究 プログラム (JRPs)	△	×	×	—	×	×	×	○
日独共同大学院プログラム	×	×	×	×	—	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	×	×	—	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	×	×	—	×
頭脳循環を加速する戦略的 国際研究ネットワーク推進 プログラム	×	×	×	×	×	×	×	×
若手研究者ワークショップ (ブラジル)	△	○	○	○	×	×	×	—

研究資金の適正な使用等について

2018年1月

国際事業部・人材育成事業部海外派遣事業課

独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）の国際交流に関する各種公募事業に申請するに際しては、以下の事項にご留意ください。

(1) 不合理な重複・過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複・過度の集中について以下のように取り扱います。

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国あるいは独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、または受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は資金・経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」とする。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への応募・申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

② 過度の集中に対する措置

本事業に申請された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、研究者に配分される研究費等の経費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募・申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(2) 研究資金の不正使用等に対する措置

「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号。以下、「規程」という。）に基づき、研究資金の適正な管理・運営並びに不正使用等の防止のため、国際交流に関する各種公募事業において、交付した研究資金（※1）の不正使用等（※2）を行った研究者等（※3）については、以下の措置を執るものとします。

※1 ここでの「研究資金」とは、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。

※2 ここでの「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資

金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。(同規程第2条)

※3 不正使用等に関する措置の対象は、次のとおりとする。(同規程第15条)

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者。
 - ・不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反して使用を行った研究者。
- ① 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。
 - ② 措置の対象者が研究代表者（コーディネーター、主担当研究者等）として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者（コーディネーター、主担当研究者等）となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。
 - ③ 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管する全ての研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、別表に定める期間交付しないものとする。

なお、決定した措置について、振興会は文部科学省を通じ、同省及び同省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供を行います。特定不正行為により上記措置の対象となった場合は、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度においても、申請及び参加が制限される場合があります。

また、振興会は、以下の（１）～（３）において特定不正行為又は不正使用等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しません。

- （１）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- （２）前号に該当するものを除く「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「研究活動のガイドライン」という。）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）（平成26年2月18日改正）対象制度
- （３）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（３）措置の報告、公表

振興会は、不正使用等に対して決定した措置について、文部科学省に速やかに報告します。また、振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表します。

別表（第16条第1項第3号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1.以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

- (1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。
- (2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。